

茨木市立豊川小学校 P T A 規約

第1章 名称

第1条 本会は茨木市立豊川小学校 P T A と称し、事務所を茨木市立豊川小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が互いに連絡提携して、児童の健全育成を図り、福祉を増進し、民主的教育を推進するとともに、会員の研修と親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の方針により会務を遂行する。

- 1、 教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 2、 営利的、宗教的、政党的その他本会の本旨にもとる活動を目的とする団体や事業に関係したり支持したりしない。
- 3、 児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
- 4、 会の運営は自主的なものであって、他の如何なる団体からも支配や干渉を受けない。
- 5、 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規定」に定め、適正に運用するものとする。

第3章 会員

第4条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者（児童の父母またはこれに代わるもの）及び本校に勤務する教職員とする。

第4章 役員

第5条 本会の役員は次の通りとする。

- 1、 会長 一名 保護者
- 2、 副会長 若干名 保護者
- 3、 会計 二名 保護者、教職員
- 4、 書記 二名 保護者、教職員
- 5、 相談役 若干名 保護者

第6条 役員の任期は一年とする。ただし再選は妨げない。

第7条 役員の任務は次の通りである。

- 1、 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2、 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。
- 3、 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、総会の際は会計監査を経た決算を報告する。
- 4、 書記はあらゆる会の記録をとり、整備保管する。また各種会合の開催通知をする。
- 5、 相談役は会の運営状況を把握し、必要に応じて助言することができる。ただし、議決権は有しない。

第5章 総会、委員総会、運営委員会

第8条 総会は、毎年1回以上開催する。総会は、全会員の五分之一（委任状を含む。）をもって成立する。ただし運営委員会の議を経て会長が必要と認めたとき、または、会員の

六分の一以上の要求があったときは、臨時に開くことができる。議会の議決は出席会員の多数決とするが、出席を伴う議会が困難と会長が判断したときは、書面総会とすることができる。次の事項は総会において審議し、または承認を受けなければならない。ただし、4月1日から総会で承認を得るまでの間については、前年度の予算及び事業計画の範囲内において、執行することができる。

- 1、 規約の改正
- 2、 予算案および事業計画の審議
- 3、 会務および決算報告の承認
- 4、 その他重要な事項

第9条 委員総会は、会長が必要と認めた場合を開くことができる。委員総会は、役員・各委員会によって構成、年度計画その他の事項について審議する。

第10条 運営委員会は、役員・各委員会の委員長、副委員長および教職員代表によって構成する。運営委員会の任務は次の通りである。

- 1、 各委員会によって立案された事業計画を審議すること。
- 2、 総会に提出する報告・案件並びに議事日程を作成する。
- 3、 必要ある場合に特別委員会を設けること。
- 4、 役員、委員長、副委員長、委員に欠員が生じた場合、これを補充すること。任期は前任者の残任期間とする。
- 5、 その他総会の決議により委任せられた事項を処理すること。運営委員会は必要に応じて開き、委員の過半数出席によって成立する。議決は多数決とする。
- 6、 会長は、役員経験者に対して、運営委員会及び総会への出席を求めることができる。役員経験者は、会長の要請があった場合は、必要に応じて発言することができる。

第6章 委員会

第11条 本会の目的を達成するために、次の委員会を設ける。

- 1、 地区委員会
 - ・各地区の会員と協力して校外における児童の健全育成と会員相互の連絡に努める。
- 2、 実行委員会
 - ・各種行事の企画運営を行う。

第12条 各委員会は委員長、副委員長および委員で構成する。ただし運営委員会の議を経て会長が不要と認めた場合はこの限りでない。各委員の選出は「委員会委員選出細則」による。

第13条 各委員会は委員長が必要と認めたとき随時召集し、委員の過半数出席により成立するが、出席を伴う議会が困難と会長が判断したときは、書面決議とすることができる。議決は多数決とする。

第14条 特定の目的を遂行するため、運営委員選考委員会、その他の特別委員会を設けることができる。

第15条 運営委員選考委員会の委員は、別に定める細則により選出し、委員長、副委員長の候補者を選考する。その他の特別委員会の委員は会長が委嘱する。

第16条 委員会の長・副および委員の任期は一年とする。ただし、再選は妨げない。特別委員会との、重任は差し支えない。特別委員会は所定の任務を完了したとき、自動的に解散する。

第7章 会計

第17条 本会の経費は会費と自発的な寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第18条 会費は、一家庭につき月額150円とする。会費の徴収は年1回行うものとする。年度途中の転出の場合、翌月分より返金する。転入の場合、翌月分より徴収する。

第19条 本会の資産は第2章の目的以外に使用してはならない。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会計監査

第21条 会計監査委員は二名（保護者）とし、随時会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第9章 改正

第22条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則

本規約は、一九六九年四月二八日より施行する。

一九七七年三月十日、一部改正。

一九八七年三月十二日、一部改正。

一九九〇年三月八日、一部改正。

一九九一年三月七日、一部改正。

一九九五年三月八日、抜本的改正。

一九九七年三月七日、一部改正。

一九九八年三月六日、一部改正。

二〇〇二年三月一日、一部改正。

二〇〇四年三月四日、一部改正。

二〇一四年三月七日、一部改正。

二〇一五年五月十五日、一部改正。

二〇一六年五月二十七日、一部改正。

二〇一八年三月九日、一部改正

二〇二〇年一月二五日、一部改正

二〇二二年十一月二四日、一部改定

茨木市立豊川小学校 P T A 運営委員選出細則

- 第1条 役員、委員長、副委員長の選出を行うときは、運営委員選考委員会を設ける。
- 第2条 運営委員選考委員会は各地区委員より1名、運営委員会より若干名、教職員2名で構成する。委員長及び副委員長を互選により選出し、委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 第3条 運営委員選考委員会は、次期役員、委員長、副委員長候補の選考を行い、その結果を速やかに書面により会員へ通知しなければならない。次期役員、委員長、副委員長候補は全会員から立候補を募り、その結果が定員過多の場合、運営委員選考委員会で協議し選出する。定員不足の場合、地区から選出する。
- 第4条 選考結果通知を受け取った会員は、その内容に疑義がある場合は、書面により委員長に不服申し立てすることができる。ただし、不服申し立てができるのは、通知日から7日以内とする。不服申し立てした会員が過半数に達した場合、運営委員選考委員会は、次期役員、委員長、副委員長候補を再選考しなければならない。その結果については再度書面により会員へ通知しなければならない。
- 第5条 選考結果通知日から7日が経過し、書面により不服申し立てした会員が半数以下であった場合、役員、委員長、副委員長への就任を承認する。
- 第6条 相談役の選出は、会長が必要と認めた場合に限り、次期運営委員候補選考時の運営委員会で指名することができる。相談役の承認については、第3～5条に準ずる。

茨木市立豊川小学校 P T A 委員会委員選出細則

- 第1条 規約第12条により各委員会の委員の選出は次の通りとする。
- 1、地区委員は地区から選出する。
 - 2、実行委員は、学級に関わる委員は学級から選出する。それ以外は全会員から立候補を募り、その結果が定員過多の場合、運営委員選考委員会で協議し選出する。定員不足の場合、地区から選出する。
- 第2条 委員長、副委員長は、運営委員選考委員会で協議して決める。
- 第3条 会計監査委員は、5年生の各クラスより1名ずつ選出する。ただし、単学級の場合は、そのクラスから2名を選出する。委員の選出は委任状を含むクラスの過半数出席により成立する。議決は多数決とする。
- 第4条 委員の選出は、可能な限り前年度中に行う。

豊川小学校 P T A お見舞い規定

区 分	要 項
一、会員の死亡	一、檜 または 同程度の供物 二、香料 五千元 三、会葬 P T A 代表（会長、該当地区の地区委員） 教職員代表（校長、担任） 児童代表（地区児童、学級児童）但し、支障のない場合に限る。 但し、校区外での葬儀のときは、適宜略す。
二、教職員の死亡	一、檜 または 同程度の供物 二、香料 五千元 三、会葬 P T A 代表（会長） 教職員は、学校規定による。 児童代表（同学級の児童《但し遠距離の場合は、代表のみとする。》児童会代表） 四、殉職等の場合は、役員で協議する。
三、児童の死亡	一、檜 または 同程度の供物 二、香料 五千元 三、会葬 P T A 代表（会長、該当地区の地区委員） 教職員は、学校規定による。 児童代表（学年児童、地区児童） 但し、校区外での葬儀のときは、適宜略す。
・児童、会員の病傷のお見舞いについては、役員で協議する。 ・檜、香料、お見舞いに対しては、お返しは、一切しないものとする。 ・天災等の緊急な場合は、役員で協議する。	